第十一章　国土交通省関係（第三百三条―第三百四十九条）
第十二章　環境省関係（第三百五十条―第三百五十八条）
第十三章　防衛省関係（第三百五十九条・第三百六十条）
第十四章　罰則に関する経過措置及び政令への委任（第三百六十一条・第三百六十二条）
附則

第一章　法務省関係

（民法施行法の一部改正）

第一条　民法施行法（明治三十一年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第五十七条を次のように改める。

第五十七条　削除

（民法施行法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に作成された前条の規定による改正前の民法施行法第四条に規定する証書の証拠力については、なお従前の例による。

2　施行日前に発行された指図証券、無記名証券及び民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号。以下「民法改正法」という。）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号。以下「旧民法」という。）第四百七十一条に規定する証券に係る権利の失権については、なお従前の例による。

（商法の一部改正）

第三条　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五百九十二条」を「第五百九十二条ノ二」に改める。

第十八条の二第一項ただし書中「害すべき事実」を「害すること」に改め、同条第二項中「二十年」を「十年」に改める。

第五百七条を次のように改める。

第五百七条　削除

第五百八条第二項中「第五百二十三条」を「第五百二十四条」に改める。

第五百十三条第一項中「（次条の法定利率による利息をいう。以下同じ。）」を削る。

第五百十四条を次のように改める。

第五百十四条　削除

第五百十六条第二項を削る。

第五百十七条から第五百二十条までを次のように改める。

第五百十七条から第五百二十条まで　削除

第五百二十二条及び第五百二十三条を次のように改める。

第五百二十二条及び第五百二十三条　削除

第五百二十六条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査により売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなければ、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。売買の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを直ちに発見することができない場合において、買主が六箇月以内にその不適合を発見したときも、同様とする。

第五百二十六条第三項中「売主がその瑕疵又は数量の不足につき」を「売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことにつき売主が」に改める。

第五百六十七条中「債権ハ」の下に「之ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ」を加える。

第五百七十六条を次のように改める。

第五百七十六条　運送品ノ全部又ハ一部ガ其性質又ハ瑕疵ニ因リテ滅失シタルトキハ荷送人ハ運送賃ノ支払ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二編第八章第三節中第五百九十二条の次に次の一条を加える。

第五百九十二条ノ二　第五百六十七条ノ規定ハ旅客ノ運送人ニ之ヲ準用ス

第六百十三条第二項中「手形法」の下に「（昭和七年法律第二十号）」を加える。

第七百六十五条中「債権ハ」の下に「之ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ」を加える。

第七百九十八条第二項中「ヨリ」の下に「、船舶ノ衝突ニ付テハ損害及ビ加害者ヲ知リタル時ヨリ」を加える。

（商法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に商人の他の商人に対する営業の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその営業譲渡については、前条の規定による改正後の商法（以下この条において「新商法」という。）第十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前にされた前条の規定による改正前の商法（以下この条において「旧商法」という。）第五百七条に規定する契約の申込みについては、なお従前の例による。

3　施行日前に旧商法第五百十四条に規定する商事法定利率による利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき債権（商行為によって生じたものに限る。）に係る法定利率については、なお従前の例による。施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合における遅延損害金を生ずべき債権（商行為によって生じたものに限る。）に係る法定利率についても、同様とする。

4　施行日前に生じた指図債権及び無記名債権（その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。）に係る弁済の場所及びその証券の提示については、なお従前の例による。

5　施行日前に発行された旧商法第五百十八条に規定する有価証券に係るその喪失の場合の権利行使方法並びにその譲渡方法及び善意取得については、なお従前の例による。

6　施行日前にされた商行為によって生じた債務に係る取引時間については、なお従前の例による。

7　施行日前にされた商行為によって生じた債権に係る消滅時効の期間については、なお従前の例による。

8　施行日前に締結された売買契約に係る買主による目的物の検査及び通知については、新商法第五百二十六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9　施行日前に締結された運送契約に係る運送賃については、新商法第五百七十六条（新商法第七百六十六条（新商法第七百八十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10　新商法第五百九十二条ノ二の規定は、施行日前に締結された運送契約に係る旅客の運送人の債権については、適用しない。

11　施行日前に船舶の衝突による債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、新商法第七百九十八条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（工場抵当法の一部改正）

第五条　工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「民法第四百二十四条ノ規定ニ依リ債権者ガ債務者ノ行為ヲ取消ス」を「債務者ノ行為ニ付キ民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条第三項ニ規定スル詐害行為取消請求ヲスル」に改める。

（漁業財団抵当法の一部改正）

第六条　漁業財団抵当法（大正十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「民法第四百二十四条ノ規定ニ依リ債権者ガ債務者ノ行為ヲ取消ス」を「債務者ノ行為ニ付キ民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条第三項ニ規定スル詐害行為取消請求ヲスル」に改める。

第三条ノ二第二項中「前条第四項」を「第二条第四項」に改める。